傍聴にあたっての注意事項

（１）　選考委員会委員又は指定管理者申請団体の説明者の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

（２）　話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。

（３）　鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

（４）　帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

（５）　飲食又は喫煙をしないこと。

（６）　写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。

（７）　通信機器（携帯電話など）やパソコン等は使用しないこと。

（８）　むやみに席を離れないこと。

（９）　そのほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

（１０）申請団体および選考委員への質問をしないこと。